

令和5年度当初予算編成方針のポイント

(県財政の現状認識)

社会保障関係費の増加などにより、令和5年度当初予算では一定の仮定の下108億円を超える収支差が生じる試算（R4当初予算123億円） ※別紙1参照

⇒ 歳入歳出両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努める

予算編成に当たっての基本的考え方

現在策定中の次期総合5か年計画と新たな行政・財政改革方針に盛り込む取組を最大限に反映させ、「伸ばすものは伸ばす、見直すべきものは見直す」姿勢を持って予算を編成する

1 次期総合5か年計画の推進

確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るため、次期総合5か年計画に沿った施策を重点的に展開する。

(1) メリハリの効いた予算編成

- ① 次期計画に財源と人的資源を集中投下
- ② 現行計画の成果や課題を重視
- ③ 部局長の判断と責任で事業を厳選
- ④ スクラップアンドビルドを徹底

(2) 成果の上がる事業の構築

- ① 事業目的や成果目標を明確化
- ② データ等の客観的証拠に基づく事業構築
- ③ 県民起点・現場重視・対話と共創を意識
- ④ 政策分野を横断した部局間連携

2 真に役立つ県行政への変革と財政構造改革

厳しい財政状況や限られた人員体制を共通認識とし、全庁的に「しごとの総点検」に取り組み、その成果を反映する

- ① クラウドファンディングなど新たな歳入確保、徹底した事務・事業見直しによる選択と集中の強化、共通事務の集約化や県行政のDXなどしごとの質的転換に取り組む
- ② 投資的経費は必要な箇所に厳選するとともに、「造る」から「直す」ことに重点化し、建設事業債の発行は極力抑制する

予算編成における具体的取組

1 新型コロナウイルス感染症への対応

コロナ禍から平常時への切替えを意識しつつ、県民の命を守るための取組を推進

2 原油価格・物価高騰への対応

影響の長期化を見据え、暮らしや産業を支えるため、きめ細かな支援策を講じる

3 ゼロカーボン・DXを意識した事業構築

社会変革・経済発展の基盤との認識を共有し、全部局において主体的に取組を進める

4 対話と共創による県民参加型予算の試行

県民が事業提案や事業選定プロセスに関与する仕組みについて、試行的に実施する

予算要求基準

※別紙2参照

令和5年度一般会計財政見通し (令和4年10月仮試算)

○試算の考え方

(歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はR4と実質的に同額が確保されるものと仮定。

(歳出) 人件費、公債費は所要額。社会保障関係費は自然増等を考慮。その他の経費は、R4当初と同額を基本としつつ、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用や新型コロナウイルス感染症対応等の特殊要因を考慮。

※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位: 億円

歳 出		歳 入		
10,610<6,261>		10,502<6,153>		
削減が困難な経費	義務費 3,655<3,179> (人件費、公債費、扶助費)	県税・地方交付税・ 臨時財政対策債等 6,065<6,065>	建設事業債 934<0>	
	社会保障関係費 1,095<1,095>			その他歳入 3,503<88> (国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など)
	その他義務的な経費 3,174<1,331> (税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など)			
裁量的経費	その他行政費 2,686<656> (公共事業費、施設運営費、事業補助金 など)	収支差 108 + α		

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

令和 5 年度当初予算要求基準

区 分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・ 毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 県単独の事業については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	・ 県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・ 法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・ 私学助成などの別指定経費については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
経常事務費	・ 財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
臨時経費	・ 主要建設事業、大規模イベントなどの別指定経費等について、令和 5 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求
部局長裁量経費	・ 県の果たすべき役割や事業効果・必要性等を精査し、各部局長の判断と責任により令和 4 年度当初予算額の 95%の範囲内で要求
地域振興局長裁量経費	・ 「地域発 元気づくり支援金」及び「地域振興推進費」は、地域における県の果たすべき役割や取組の効果・必要性等を精査し、令和 4 年度当初予算額の 95%の範囲内で要求
県民参加型予算（提案・選定型）に要する経費	・ 地域振興局における地域課題解決に資する事業を対象に試行的に実施する「県民参加型予算（提案・選定型）」について、所要額を要求
行政・財政改革推進経費	・ 行政・財政改革の推進に資する取組について、その財政効果額を踏まえ所要額を要求
次期総合 5 か年計画重点推進経費	・ 次期総合 5 か年計画の重点的な取組に係る新規事業で知事が指定するものについて、所要額を要求（別途指示）
公共事業費等	・ 補助公共事業費については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 県単独公共事業費については、公共事業評価を踏まえた上で事業個所を厳選し、令和 4 年度当初予算額の範囲内で要求 ・ 国直轄事業負担金については、国の動向を注視しながら、適正額を要求 ・ 災害復旧費については、過去の実績等を勘案し、所要額を要求

※ 要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

※ 制度の見直し等による新たな増収又は歳出削減に伴う財政効果額を上限に、別途定めるところにより見直しインセンティブとして部局長裁量経費の要求上限額に上乗せして要求することができる。

※ 各経費とも、国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向如何によっては、予算編成過程において弾力的対応を行う。